



# 愛媛県報

令和8年2月10日火曜日 第684号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇  
告 示

- 解除予定保安林にする旨の通知…………… (森林整備課) 46
- 保安林の指定施業要件の変更予定…………… ( ) 46
- くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更…………… (水産課) 46
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要…………… (東予地方局環境保全課) 46
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要…………… ( ) 48
- 開発行為に関する工事の完了…………… (中予地方局建築指導課) 51

---

告 示

---

○愛媛県告示第86号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年2月10日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

四国中央市川滝町下山丙42の11・丙42の14・丙42の15・丙42の128から丙42の130・丙42の135・丙42の137・丙42の138・丙42の140・丙42の141・丙42の143から丙42の147・丙168の1・丙168の14・丙169の3・丙172の2・丙172の3・丙172の5・丙172の6・丙174の3・丙178の8・丙178の9・丙178の21・丙178の22・丙178の24・丙178の25・丙178の27・丙178の29から丙178の34（以上37筆国有林。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第87号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年2月10日

愛媛県知事 中村時広

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

松山市立岩米之野乙244から乙247まで、乙248の1、乙249、乙259、乙260、乙263、乙608

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

松山市立岩米之野甲444、甲446、甲448の3、乙580の1、乙587の1から乙587の3、乙587の5、乙602、乙609の1、乙609の2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第88号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量（令和7年6月愛媛県告示第610号）を次のとおり変更した。

令和8年2月10日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
愛媛県くろまぐろ（大型魚）漁業	17.3トン	10.3トン

○愛媛県告示第89号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、西条市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）

site/setohou-juurann/132763.html)において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和8年2月10日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社クラレ

岡山県倉敷市酒津1621番地

代表取締役 川原仁

2 事業場の名称及び所在地

株式会社クラレ西条事業所

西条市朔日市892番地

3 特定施設に関する事項

ボバール洗浄施設No.9

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第46号イ 水洗施設		
特定施設の能力	1日当たり15トン処理		
工事の着手予定年月日	令和8年10月1日		
工事の完成予定年月日	令和9年8月31日		
使用開始の予定年月日	令和9年9月1日		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~8 最大 7~8	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,650 最大 2,246	
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.5	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.05 最大 0.50	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 233 最大 302		

備考 汚水等は、嫌気処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 嫌気処理施設

設置年月日	平成8年3月18日		
処理施設の種類及び型式	嫌気処理		
処理施設の構造	鋼板製		

処理施設の主要寸法	縦 61.00メートル 横 30.57メートル 高さ 13.20メートル		
処理施設の能力	1日当たり2,300立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	メタン発酵法		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~8 最大 7~8	通常 6~7 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,408 最大 1,690	通常 141 最大 169
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.8 最大 13.8	通常 9.0 最大 14.4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.12 最大 0.64	通常 1.31 最大 5.04
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,479 最大 1,887	通常 1,479 最大 1,887	

備考 汚水等は、好気処理施設にて処理する。

(2) 好気処理施設

設置年月日	平成23年10月31日		
処理施設の種類及び型式	好気処理		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 40.90メートル 横 30.57メートル 高さ 5.80メートル		
処理施設の能力	1日当たり2,300立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8	通常 6~7 最大 6~8

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 141 最大 169	通常 36 最大 41
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 30 最大 100	通常 30 最大 30
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 9.0 最大 14.4	通常 9.0 最大 14.4
	燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.31 最大 5.04	通常 1.31 最大 5.04
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,479 最大 1,887	通常 1,479 最大 1,887

備考 汚水等は、ばっき凝集沈殿処理施設にて処理する。

### (3) ばっき凝集沈殿処理施設

設置年月日	昭和11年7月11日		
処理施設の種類及び型式	ばっき凝集沈殿処理		
処理施設の構造	コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 230.0メートル 横 24.0メートル 高さ 3.3メートル		
処理施設の能力	1日当たり30,000トン処理		
汚水等の処理の方式	ばっき及び沈降		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
汚染状態の 値	項目	処理前	処理後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 17.9 最大 32.3	通常 17.0 最大 29.5
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 6.9 最大 30.0	通常 5.5 最大 30.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4.6 最大 22.6	通常 4.6 最大 22.6
	燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.34 最大 1.04	通常 0.34 最大 1.04
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 15,587 最大 19,120	通常 15,587 最大 19,120

### 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の

### 値並びに汚水等の1日当たりの量

#### (1) No.1工場排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 6.2 最大 10.2
浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 10.0	
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.1 最大 8.5	
燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.11 最大 0.33	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 49,066 最大 60,780	

備考 この他に、雨水専用排水口が6箇所ある。



#### ○愛媛県告示第90号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、西条市役所及び愛媛県のホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/132481.html>)において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和8年2月10日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

#### 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社クラレ

岡山県倉敷市酒津1621番地

代表取締役 川原仁

#### 2 事業場の名称及び所在地

株式会社クラレ西条事業所

西条市朔日市892番地

#### 3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第46号イ、第74号

#### 4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態(排水系統別の汚染状態を含む)及び排出水の量(排水系統別の量を含む)

#### 5 特定施設に関する事項

##### (1) ポバール洗浄施設No.2

	変更前	変更後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 1,500 最大 2,000

値	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15 最大 20	通常 15 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 5.0	通常 2.0 最大 5.0
	燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.10 最大 1.00	通常 0.10 最大 1.00
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 50 最大 80	通常 23 最大 27

## (2) ポバール洗浄施設No.3

		変更前	変更後
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素 要求量(单 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 1,500 最大 2,000	通常 1,500 最大 2,000
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15 最大 20	通常 15 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 5.0	通常 2.0 最大 5.0
	燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.10 最大 1.00	通常 0.10 最大 1.00
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 50 最大 80	通常 25 最大 29

## (3) ポバール洗浄施設No.4

		変更前	変更後
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素 要求量(单 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 2,100 最大 2,700	通常 2,100 最大 2,700
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15 最大 20	通常 15 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 5.0	通常 2.0 最大 5.0
	燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.10 最大 1.00	通常 0.10 最大 1.00
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 135 最大 155	通常 116 最大 118

## (4) ポバール洗浄施設No.5

		変更前	変更後
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素 要求量(单 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 1,600 最大 2,000	通常 1,600 最大 2,000
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15 最大 20	通常 15 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2.0 最大 5.0	通常 2.0 最大 5.0
	燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.10 最大 1.00	通常 0.10 最大 1.00
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 235 最大 250	通常 186 最大 195

## (5) ポバール洗浄施設No.6

		変更前	変更後
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素 要求量(单 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 840 最大 940	通常 840 最大 940
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15 最大 20	通常 15 最大 20
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 2.5	通常 1.0 最大 2.5
	燐含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.05 最大 0.50	通常 0.05 最大 0.50
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 480 最大 554	通常 445 最大 612

## (6) ポバール洗浄施設No.7

		変更前	変更後
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素 要求量(单 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 840 最大 940	通常 840 最大 940
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15 最大 20	通常 15 最大 20

窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.5	通常 1.0 最大 2.5
燐含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 0.05 最大 0.50	通常 0.05 最大 0.50
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 480 最大 554	通常 312 最大 429

## (7) ポバール洗浄施設No.8

		変更前	変更後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 2,100 最大 2,700	通常 2,100 最大 2,700
	浮遊物質量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 5.0	通常 2.0 最大 5.0
	燐含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 0.10 最大 1.00	通常 0.10 最大 1.00
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 120 最大 200	通常 47 最大 52

## 6 汚水等の処理施設に関する事項

## (1) 嫌気処理施設

		変更前	変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 6.0~7.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 1,351 最大 1,699	通常 135 最大 170	通常 1,408 最大 1,690
	浮遊物質量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20	通常 50 最大 100	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 6.4 最大 13.7	通常 8.3 最大 14.2	通常 6.8 最大 13.8
	燐含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 0.12 最大 0.72	通常 1.19 最大 4.88	通常 0.12 最大 0.64
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,642 最大 1,996	通常 1,479 最大 1,887	通常 1,479 最大 1,887

## (2) 好気処理施設

		変更前	変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~7.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 135 最大 170	通常 35 最大 41	通常 141 最大 169
	浮遊物質量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 100	通常 30 最大 30	通常 30 最大 30
	窒素含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 8.3 最大 14.2	通常 8.3 最大 14.2	通常 9.0 最大 14.4
	燐含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 1.19 最大 4.88	通常 1.19 最大 4.88	通常 1.31 最大 5.04
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,642 最大 1,996	通常 1,479 最大 1,887	通常 1,479 最大 1,887

## (3) ばっき凝集沈殿処理施設

		変更前	変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 18.0 最大 32.4	通常 17.1 最大 29.6	通常 17.9 最大 32.3
	浮遊物質量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 6.9 最大 30	通常 5.5 最大 30	通常 6.9 最大 30
	窒素含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 4.6 最大 22.6	通常 4.6 最大 22.6	通常 4.6 最大 22.6
	燐含有量(単位 1 リットルにつきミリグラム)	通常 0.34 最大 1.05	通常 0.34 最大 1.05	通常 0.34 最大 1.04
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 15,644 最大 19,123	通常 15,644 最大 19,123	通常 15,587 最大 19,120

## 7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

## 排水口No.1

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5

化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.7 最大 9.4	通常 6.2 最大 10.2
浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 10.0	通常 2.0 最大 10.0
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 7.9	通常 2.1 最大 8.5

磷含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.10 最大 0.30	通常 0.11 最大 0.33
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 54,955 最大 66,615	通常 49,066 最大 60,780

備考 この他に雨水排水口が6箇所ある。

## ○愛媛県告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年2月10日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
7中局建(開)第30号 令和8年1月30日	伊予市宮下字龍王1857番1	松山市東石井6丁目6番44号 株式会社リビング椿